

林業成長産業化総合対策のうち
林業・木材産業成長産業化促進対策
【平成30年度概算決定額12,290,335（一）千円】

対策のポイント

意欲と能力のある林業経営体の育成、これらに森林の経営・管理を集積・集約化することが見込まれる地域を中心とした路網整備・高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業、木材関連事業者等が行う施設整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進します。

＜背景／課題＞

- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることが重要です。
- ・このため、「新たな森林管理システム」の下で意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化することとし、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用の拡大のための施設整備や実証など、川上から川下までの取組を総合的に推進することが必要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加
(2,500万m³（平成27年）→4,000万m³（平成37年）)

＜主な内容＞

1. 持続的林業確立対策

持続的な林業経営を確立するため、意欲と能力のある経営体の育成、重点的な路網整備、高性能林業機械の導入、伐倒・搬出、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、森林境界の明確化、再造林に必要なコンテナ苗生産基盤施設の整備等を推進します。

2. 木材産業等競争力強化対策

木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある経営体との連携を前提に、木材製品を安定的・効率的に供給するための木材加工流通施設の整備、木材利用を拡大するための木造公共建築物や木質バイオマス利用促進施設等の整備、山村振興のための特用林産振興施設の整備を支援します。

3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

森林資源の利活用により地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開を図ります。また、国有林においても、ICTを活用した森林資源情報の整備技術の実証・普及を行います。

＜交付率等＞ 定額（1／2、1／3以内等）、委託、直轄

＜事業実施主体＞ 国、都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、森林整備法人等

＜事業実施期間＞ 平成30年度～34年度（5年間）

〔お問い合わせ先：林野庁計画課（03-6744-2300）〕

林業成長産業化総合対策のうち
林業・木材産業成長産業化促進対策

【平成30年度概算決定額 12,290,335千円】

意欲と能力のある林業経営体の育成、これらに森林の経営・管理を集積・集約化することが見込まれる地域を中心とした路網整備・高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業、木材関連事業者等が行う施設整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進します。

